

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 1 月 19 日（金）第 482 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則		規 則	
○鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（※）			（水産振興課取扱い） 1
告 示		示	
○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）			（水産振興課取扱い） 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）			（水産振興課取扱い） 2
○山川地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧			（漁港漁場課取扱い） 3
○収去飼料の試験結果の公表			（畜産課取扱い） 3
○県営土地改良事業の計画の変更			（農地整備課取扱い） 4
公 告		告	
○建設業法に基づく監督処分公告			（監理課取扱い） 5
○一般競争入札公告			（管財課取扱い） 5
教 育 委 員 会 規 則			
○鹿児島県教育支援委員会規則の一部を改正する規則（※）			（特別支援教育課取扱い） 8

規 則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 3 号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「平成23年農林水産省令第 7 号）」の次に「，環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。），環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令（令和 4 年政令第229号）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省第42号）」を加える。

第 2 条の表経営等改善資金の部 1 の項から 4 の項までの規定中「第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては 9 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）」の次に「，みどりの食料システム法第25条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては 9 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）」を加え，同部 5 の項償還期間及び据置期間の欄中「第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては 5 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）」の次に「，みどりの食料システム法第25条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては 5 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）」を加え，同部 6 の項償還期間及び据置期間の欄及び 7 の項償還期間及び据置期間の欄中「第11条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては 12 年以内（据置期間 5 年以内を含む。）」の次に「，みどりの食料システム法第25条の規

定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む。）」を加える。

第5条第2項中「認定総合化事業計画を記載した書面の写しを」の次に「、みどりの食料システム法第25条の規定による沿岸漁業改善資金助成法の特例の適用を受ける場合にあつては、前項の書類のほか、みどりの食料システム法第20条第3項の認定環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第22条第3項の認定特定環境負荷低減事業活動実施計画を記載した書面の写しを」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第39号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和6年1月19日から同年2月2日までとくのしま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和6年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡天城町大字与名間304番地1 西元正司
大島郡天城町大字松原42番地の2 里和夫
大島郡天城町大字兼久1053番地 北郷善建
- 2 加入区
天城加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
とくのしま漁業協同組合

鹿児島県告示第40号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和6年1月19日から同年2月2日まで沖永良部島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和6年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名
大島郡和泊町大字和泊47番地2 山下安富
大島郡知名町大字芦清良809番地1 山元伸介
大島郡和泊町大字和泊432番地9 高孝一
- 2 加入区
沖永良部加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
沖永良部島漁業協同組合

鹿児島県告示第41号

薩摩川内市下甑町片野浦469番地 7 中野和通及び薩摩川内市下甑町片野浦487番地 7 中野徳男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市下甑町片野浦区域（薩摩川内市下甑町片野浦の地区）
- 2 区分 小型定置漁業

鹿児島県告示第42号

大島郡与論町茶花2421番地 5 高元博志及び大島郡与論町麦屋2952番地 2 竹下克博からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 与論町区域（与論町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業又は主として素潜り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第43号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により山川地区特定漁港漁場整備事業計画（令和 2 年 2 月 25 日鹿児島県公報第83号登載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

令和 6 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧期間
令和 6 年 1 月 19 日から同年 2 月 7 日まで
- 2 縦覧場所
鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課並びに指宿市役所商工水産課

鹿児島県告示第44号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和 5 年 11 月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 6 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
南日本くみあい	同左	くみあい配合飼料	令和 5.11	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗	無

飼料 (株) 谷山工場 6340001004241 (鹿児島市)		鹿児島健咲後期 C M		繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
		くみあい配合飼料 鹿児島プレミア妊娠 期用	5.11	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 肉用牛育成用	5.11	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 肉用牛繁殖用	5.11	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
川内酒造協同組 合 焼酎粕飼料化工 場 2340005003540 (薩摩川内市)	同 左	発酵飼料	5.10	栄養成分等—粗たん白質	無
(有) 拓一産業 伊崎田工場 5340002027853 (志布志市)	同 左	ミクロ・マイティ	5.11	栄養成分等—粗たん白質	無
中部飼料 (株) 志布志工場 2180001094757 (志布志市)	同 左	マル中印大すう育 成用配合飼料 K D 大す	5.11	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印プロイラ ー肥育後期用配合 飼料匠ホワイト仕 上 C M	5.11	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印肉用牛肥 育用配合飼料 H I G O 中期	5.11	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		マル中印肉用牛肥 育用配合飼料うし ごころ後期	5.11	栄養成分等—粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村集落基盤再編・整備（農地環境整備（一般型））（旧：農地環境整備）（農業用排水施設整備、農道整備及び農用地利用保全）嘉渡地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 6 年 1 月 22 日から同年 2 月 19 日まで
- 3 縦覧場所
龍郷町役場農林水産課

公 告

建設業法に基づく監督処分のお知らせ
 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり処分をした。
 令和 6 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		
令和 6 年 1 月 4 日	株式会社 川崎工業	曾於市大隅 町岩川 7248 番地 2	瀬戸口暢哉	鹿児島県知 事許可（般 - 04）第 5174号	営業の停止命令 1 停止を命ず る営業の範囲 建設業の営 業 2 停止を命ず る期間 令和 6 年 1 月 20 日から同 月 22 日までの 3 日間	株式会社川崎工業 の代表取締役は、そ の業務に関し、廃棄 物の処理及び清掃に 関する法律違反によ り、大隅簡易裁判所 から罰金刑の略式命 令を受け、令和 3 年 5 月 1 日にその刑が 確定した。 このことは、建設 業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。
 令和 6 年 1 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
建築物の清掃サービス（鹿児島県行政庁舎清掃業務） 一式
- (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示 302 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（資格審査要綱第 8 条第 1 項の規定による A 級の格付けに限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

- (1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3798
ファックス番号 099-286-5641

(3) 申請書類の受付期間

令和 6 年 1 月 19 日から同月 29 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札の間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和 6 年 3 月 18 日午後 5 時 15 分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 6 年 3 月 19 日午前 10 時 30 分
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 1 階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を

被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (2) 契約保証金
免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
(6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者で、入札説明書で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をしたものの中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が鹿児島県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が鹿児島県にとって次に有利な申込みをした者を落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3798
ファックス番号 099-286-5641

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) この入札は、この調達に係る令和 6 年度予算が成立しないときは実施しない。
(3) この入札に係る契約は、令和 6 年 4 月 1 日に確定する。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
Cleaning Service of Kagoshima Prefectural Government Office:1Set

- (2) FULFILLMENT PERIOD:
From 1 April 2024 through 31 March 2025
- (3) FULFILLMENT PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 18 March 2024
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3798
FAX 099-286-5641

教育委員会規則

鹿児島県教育支援委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 1 月 19 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第 1 号

鹿児島県教育支援委員会規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育支援委員会規則（昭和 49 年鹿児島県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「鹿児島県教育委員会事務局義務教育課」を「鹿児島県教育委員会事務局特別支援教育課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県教育支援委員会規則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。